

## 「浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル」の改訂内容

## 【マニュアルの目次及び改訂の概要（案）】

現在のマニュアルの目次	改訂の概要（案）
はじめに	<ul style="list-style-type: none"> <li>浄化槽法改正に伴い浄化槽台帳に関する規定が制定された旨を追記。</li> </ul>
第1章 浄化槽台帳の位置づけ及び整備にあたっての基本的な考え方について	
1.1 浄化槽台帳・台帳システムの位置づけ (1) 浄化槽台帳・台帳システムの定義 (2) 浄化槽台帳システムを整備する意義 (3) 浄化槽台帳が備えるべき基本的な要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) に浄化槽台帳の法的根拠を追記し、浄化槽台帳の整備及び管理の主体に関する記述を修正。</li> </ul>
1.2 浄化槽台帳の整備と関わりのある施策目標	
1.3 浄化槽台帳の管理項目の設定にあたっての考え方 (1) 基本的な考え方 (2) 行政情報の時系列によるデータ更新 (3) 行政目的別に対応する管理項目 (4) 管理項目と情報源	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) の行政目的として、「長寿命化対策」を追加。(ただし、長寿命化対策に必要な項目・機能が不明確な場合は追加しない。)</li> <li>(2) のフローに休止・再開の届出、保守点検・清掃の実施状況を追加。</li> <li>(3) の管理項目を精査。(各行政目的を達成するために、保持する必要がある最低限の項目を明確にする。)</li> <li>(3) 及び(4) に示された情報の入手元を修正。</li> </ul>
1.4 浄化槽台帳システムの基本的な仕組み	
第2章 浄化槽台帳システムの構築手順	
2.1 浄化槽台帳システム構築フロー	
2.2 浄化槽台帳システムを整備する目的の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政目的の一覧に「長寿命化対策」を追加。</li> </ul>
2.3 現状の把握及び分析	

<p>2.4 浄化槽台帳システムの運用方法及び情報の精査</p> <p>(1) 浄化槽台帳システムの運用方法</p> <p>(2) 情報の更新や精度確保について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• (1) のフローに休止・再開の届出、保守点検・清掃の実施状況を追加。</li> <li>• (2) は、改正浄化槽法の施行通知の内容を追加して全面的に修正。</li> </ul>
<p>2.5 浄化槽台帳システムの基本的な機能の設定</p> <p>(1) 浄化槽台帳システムにおける管理項目の設定</p> <p>(2) 浄化槽台帳システムの機能の設定</p>	
<p>2.6 浄化槽台帳システムの構築</p> <p>(1) ハードウェアの構成</p> <p>(2) 機能要件</p> <p>(3) 非機能要件</p> <p>(4) 運用のための準備作業</p>	
<p>第3章 浄化槽台帳システム標準仕様 (例)</p>	
<p>3.1 浄化槽台帳システム構築業務仕様書 (例)</p>	
<p>3.2 データベーステーブル仕様 (例)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 今年度業務で作成する浄化槽台帳システムの概念データ定義に変更。</li> </ul>
<p>(参考資料)</p>	
<p>(1) 浄化槽台帳システム未導入自治体がシステム導入を進める際の手順・留意点</p> <p>(2) 空間参照について</p> <p>(3) コード化の例</p> <p>(4) 標準コードについて</p> <p>(5) 浄化槽製造番号について</p> <p>(6) 浄化槽台帳システムの構築・維持管理コストに関する情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 今年度業務で作成する浄化槽台帳システムの概要を追加。</li> <li>• 災害対策としての GIS 活用例 (浸水想定区域の浄化槽基数の算出) を追加。</li> </ul>

## 【改訂案（事務局案）】

### はじめに

この「浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル」（以下「本マニュアル」という。）は、地方自治体の浄化槽行政担当者向けに、浄化槽台帳システムで管理すべき基本的情報、構築する台帳システムの機能及び台帳システムの構築手順を示したものである。

浄化槽は、浄化槽法（以下「法」という。）第1条に「公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。」と示されており、設置工事・保守点検・清掃・法定検査がそれぞれ適正に実施されることが極めて重要である。

令和元年の浄化槽法改正では、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換の指導や11条検査の受検の指導等を通じた良好な放流水質の確保を目的として、都道府県知事、保健所設置市又は特別区の長が、浄化槽の設置に関する情報や維持管理の実施状況を記載した浄化槽台帳を作成することが規定された。

浄化槽が設置される際には、法第5条に規定する設置の届出が設置者から都道府県知事等に提出され、その後、浄化槽管理者から都道府県知事に法第10条の2に規定する浄化槽使用開始の報告書、浄化槽管理者の変更報告書などが提出される。また、設置及び維持管理の状況に関して、法57条に基づき都道府県知事が指定する指定検査機関がにより法第7条及び第11条に規定する水質に関する検査が実施され、都道府県知事に検査結果が報告される。これらの情報に加え、保守点検及び清掃の実施状況等の維持管理に関する情報等を収集し、それらを一元管理することで浄化槽の整備促進及び維持管理の適正化に活用できる。

~~これら浄化槽の設置及び維持管理にかかる情報は、都道府県等が浄化槽台帳として管理し、浄化槽に関する施策目標に活用し、行政として生活環境の保全及び公衆衛生の向上に取り組むことが求められている。~~

環境省では、平成20年度に法第11条に規定する定期検査の新たな提案（以下「基本検査」とする。）として「基本検査運用の手引き（案）」を作成するとともに、法定検査の受検率の向上に向けた取り組み事例を整理し公表している。基本検査を実施する条件として、①検査対象浄化槽を把握するための設置台帳の整備、②対象浄化槽の保守点検・清掃の記録票の活用を提示しているが、浄化槽台帳の整備状況や定期検査の受検率が低い現状を踏まえると、全国的に基本検査を直ちに導入しうる状況にはないものの、継続的に課題解決に向けた検討を行う必要がある。

平成24年度において、浄化槽台帳整備推進に関する調査が実施され、浄化槽台帳を電子システムとして整備している地方自治体の割合は依然として低いことが明らかになり、以降、台帳整備に関する種々の課題が検討された。その成果として、平成26年3月に「浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル」の初版が策定された。しかしながら、浄化槽台帳システムの整備を進めるに当たっての具体的な手順がわかりにくい、専門用語等が多いなどの意見が数多く寄せられたことから、これ

らの意見を踏まえ、平成 26 年度にマニュアルの改訂を行った。

このため、こうした意見を踏まえつつ、最新の情報も盛り込みながら、「浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル」の改訂を行った。さらに今回、浄化槽法改正に伴い浄化槽台帳整備に関する規定が設けられたこと及び環境省が地方自治体向けの無償版浄化槽台帳システムを作成したことを踏まえ、「浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル」を改訂した。

—以下、省略—

## 第 1 章 浄化槽台帳の位置づけ及び整備にあたっての基本的な考え方について

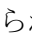
### 1.1 浄化槽台帳・台帳システムの位置づけ

#### (1) 浄化槽台帳・台帳システムの定義

浄化槽の設置状況、維持管理状況については、浄化槽法に基づき、設置者や浄化槽管理者からの届出又は指定検査機関からの報告により、都道府県等において把握されている。都道府県等では、これらの情報を、必要に応じてデータベースシステムを構築するなどして、体系的に整理している。浄化槽台帳とは、基本的にはこのようにして整理されたものを指している。

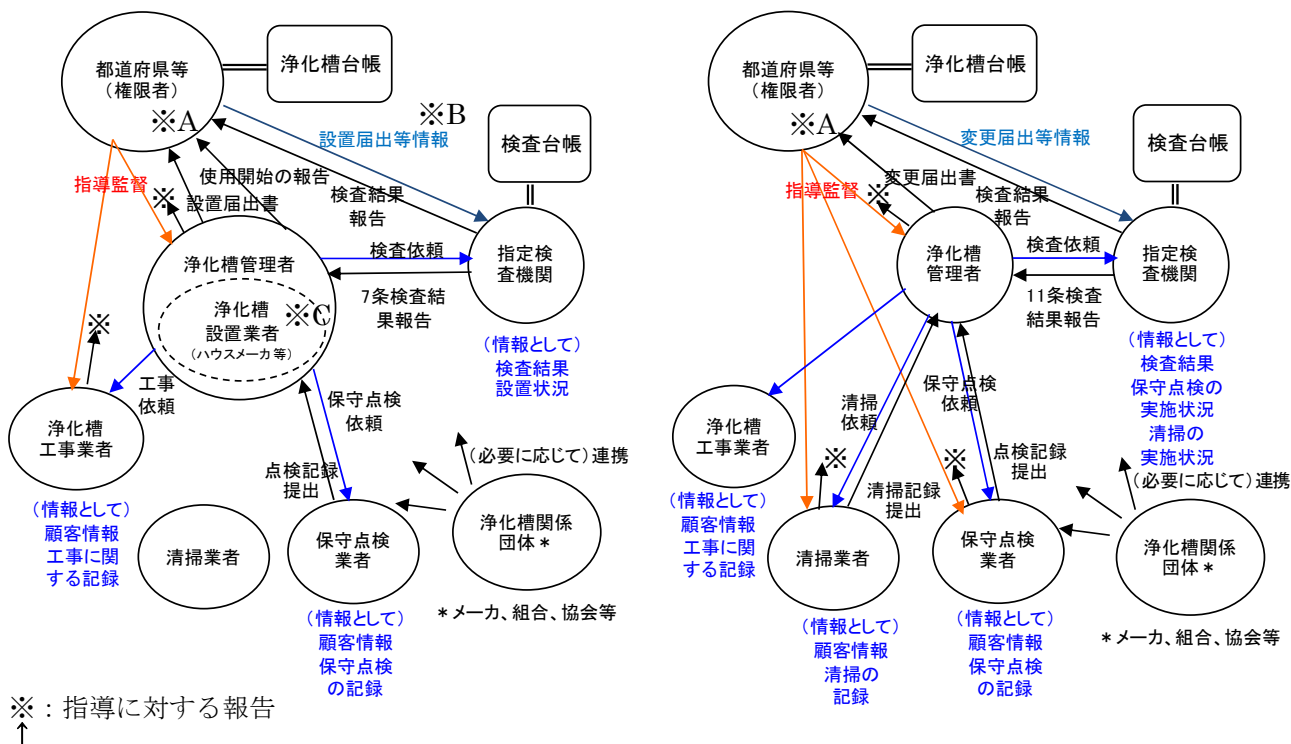
浄化槽台帳は、都道府県知事、保健所設置市又は特別区の長が作成することとされており、それぞれが所管する区域に存する浄化槽ごとに以下の事項を記載したものと定義されている。

- ①その浄化槽の存する土地の所在及び地番、設置届出年月日、浄化槽の種類その他の設置に関する事項（法第 49 条第 1 項第 1 号及び規則第 57 条の 2 第 1 項第 1 号）
- ②浄化槽管理者の氏名又は名称、使用開始年月日、休止年月日その他の使用に関する事項（法第 49 条第 1 項第 1 号及び規則第 57 条の 2 第 1 項第 2 号）
- ③法第 7 条第 1 項の水質に関する検査の実施状況（法第 49 条第 1 項第 2 号）
- ④法第 11 条第 1 項の水質に関する検査の実施状況（法第 49 条第 1 項第 2 号）
- ⑤保守点検の実施状況に関する事項（規則第 57 条の 2 第 1 項第 3 号）
- ⑥清掃の実施状況に関する事項（規則第 57 条の 2 第 1 項第 4 号）
- ⑦その他当該浄化槽の管理に関し参考となる事項（規則第 57 条の 2 第 1 項第 5 号）

浄化槽台帳で管理される情報としては、上述のように、設置等の届出、法定検査結果の報告のほか、指導監督の記録、工事や保守点検、清掃に関する情報等様々なものが考えられる。また、浄化槽に係る情報に関する関係者としては、浄化槽管理者、都道府県等の指導監督権限者（政令市、権限移譲市町村を含む）、指定検査機関、工事業者、保守点検業者、清掃業者、浄化槽メーカーや関係団体等が考えられる。参考に、 図 1-1-1 に浄化槽関係者と一般的な情報等の流れの例を示す。

浄化槽の設置から7条検査受検までの状況

毎年の状況



- ※A 権限者\*には、都道府県のほか政令市、権限移譲市町村がある。  
権限者\*：浄化槽法に基づく行政権限を持つ者
- ※B 設置届出情報が指定検査機関に流れるしくみを構築している県もある。
- ※C 建売住宅はハウスメーカー等が設置届出書を出す、住居者が決まるまではハウスメーカー等が当該浄化槽の権原者\*となる。  
権原者\*：「浄化槽管理者」が民法第25条に規定する「管理行為をすることができる法律上の地位にあるもの」を意味する。

図 1-1-1 浄化槽台帳の関係者及び一般的な情報等の流れの例

以上を踏まえ、本マニュアルで取り扱う浄化槽台帳は、次のように定義する。

- 浄化槽台帳は、浄化槽法に基づく浄化槽及びみなし浄化槽の設置又は維持管理に関する情報を記載した調書又は図面をもって構成するものとする。
- 浄化槽管理者に対する浄化槽法上の指導監督等の権限を有する都道府県等が整備するものを基本とする<sup>注)</sup>。
- ただし、公共用水域等の水質の汚濁の防止を図るため、浄化槽等汚水処理施設の普及や啓発に努めなければならない市町村が整備するもの、法定検査を実施する指定検査機関が整備するものについても、都道府県等が浄化槽の適正な管理を確保する上で密接な関係を有する台帳と考えられるものについては、本マニュアルの対象とする。

注：各都道府県内の権限移譲市町村が、浄化槽台帳の整備及び管理の主体となるかどうかは、都道府県が方針を示す必要がある。また、都道府県から権限移譲を受けた市町村が浄化槽台

帳を整備・管理する場合でも、同一都道府県内においては何らかのかたちで浄化槽台帳システムの共通化を図ることが望ましい。

なお、「浄化槽台帳」には電子データの取扱いの有無に関する区別はないが、[改正浄化槽法に関する施行通知（令和2年3月5日付環循適発第20030519号）](#)では、「[浄化槽台帳のシステム化については改正法施行から3年を目途に整備に努めること](#)」との考えが示されており、データベースとDBMS（データベース管理システム）で構築された浄化槽台帳を管理、運用していくことが求められる。~~効果的な情報の管理の観点から、データベースとDBMS（データベース管理システム）で構築された浄化槽台帳を管理、運用していくことが望ましい。~~そのため、本マニュアルはデータベース管理システムの構築方法を中心として記述するが、現在、紙台帳で情報を管理している地方自治体等においては、過渡的に表計算ソフトによる管理に移行することも考えられる。その場合は、将来的なデータベース管理システムへの移行を想定し、データの入力方法に留意する必要がある（参考資料（1）：本マニュアル p74～76 参照）。

—以下、省略—

## 1.2 浄化槽台帳の整備と関わりのある施策目標

—現状のまま—

### 1.3 浄化槽台帳の管理項目の設定にあたっての考え方

#### (1) 基本的な考え方

浄化槽台帳において保有・管理する基本的な情報は、「浄化槽及びみなし浄化槽の設置及び維持管理に関する情報」であって、浄化槽法等に基づく届出等の事項を基本とした地方自治体の施策目標に応じて必要となる情報である。

このうち、浄化槽情報の整備のステップとして第一に対象とすべき項目は、浄化槽法等に基づく項目であるが、併せて、関係者間での共通の浄化槽識別情報を設定することが考えられる。これにより、地方自治体として必要な情報が常時入手できるようにするなど、関係者間の円滑な情報の提供を可能とし、精度の高い台帳の整備に資すると考えられる。

まず、目標とする管理項目については、浄化槽法等に基づく各種届出等を基本として、そのほか地方自治体の施策目標に応じて必要となる事項である。

1.2 で示した施策目標を達成するために浄化槽台帳システムに求められる機能（行政目的）は、以下の事項が考えられる。

- ①浄化槽の設置と維持管理の実態把握及び未管理浄化槽に対する指導
- ②苦情や問い合わせに関する対応
- ③法定検査の受検促進と不適正浄化槽の改善指導
- ④みなし浄化槽等の浄化槽への転換
- ⑤関係官公庁へ提出する資料の整理
  - 浄化槽推進室における統計調査の集計
  - 総務省：汚水衛生処理率
  - 日本の廃棄物処理（し尿処理）
- ⑥生活排水処理計画等の見直し
- ⑦し尿・浄化槽汚泥処理計画
- ~~⑧下水道部局との連携（下水道接続、廃止浄化槽の確認照合）~~
- ~~⑨⑧~~災害時の早期復旧・適正処理
- ~~⑩⑨~~機能不全浄化槽の改善（リコール等）
- ⑩公共浄化槽の長寿命化

このシステムに求められる行政目的と法令に基づく浄化槽に係わる情報を整理すると表 1-3-1 に示すとおりである。

表 1-3-1 浄化槽台帳システムに求められる行政目的と基本情報

基本的な行政目的	拡張的な行政目的
<p>①浄化槽の設置と維持管理の実態把握及び未管理浄化槽に対する指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未管理浄化槽の所在地</li> <li>・未管理浄化槽の性能、法定検査結果</li> <li>・地区ごとの未管理浄化槽の集計</li> </ul> <p>②苦情や問い合わせに関する対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浄化槽の性能</li> <li>・浄化槽と放流先の確認</li> </ul> <p>③法定検査の受検促進と不適正浄化槽の改善指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検査結果書</li> </ul> <p>④みなし浄化槽等の浄化槽への転換</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区域ごとのみなし浄化槽設置</li> </ul> <p>⑤関係官公庁へ提出する資料の整理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浄化槽推進室による統計調査</li> <li>・日本の廃棄物処理（し尿処理）の統計調査</li> <li>・総務省による汚水衛生処理率の調査</li> </ul>	<p>⑥生活排水処理計画等の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区域毎の浄化槽設置基数情報</li> <li>・区域毎の浄化槽の放流水質情報</li> </ul> <p>⑦し尿・浄化槽汚泥処理計画</p> <p>⑧下水道部局との連携 <del>（下水道接続、廃止浄化槽の確認照合）</del></p> <p>⑨災害時の早期復旧・適正処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害地域の浄化槽の設置場所の把握</li> <li>・災害地域の浄化槽の稼働状況の把握</li> </ul> <p>⑩機能不全浄化槽の改善（リコール等）</p> <p>⑩公共浄化槽の長寿命化</p>
<p>基本情報（データベース）</p>	
<p>○行政が有するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浄化槽設置届出書（省令<sup>注1</sup>別記様式第1号）</li> <li>・浄化槽変更届出書（省令<sup>注1</sup>別記様式第2号）</li> <li>・浄化槽使用廃止届出書（規則<sup>注2</sup>様式第1号）</li> <li>・使用開始の報告（規則<sup>注2</sup>第8条の2第1項）</li> <li>・技術管理者の変更の報告（規則<sup>注2</sup>第8条の2第2項）</li> <li>・浄化槽管理者の変更の報告（規則<sup>注2</sup>第8条の2第3項）</li> <li>・設置後等の水質検査の報告（法第7条検査及び第11条検査結果の報告）（規則<sup>注2</sup>第4条の2）</li> <li>・建築主事からの建築基準法第93条第5項に基づく確認申請の通知</li> </ul> <p>○指定検査機関が有するもの（規則<sup>注2</sup>第4条の2）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浄化槽の設置情報（管理者や住所等）</li> <li>・浄化槽製造者、浄化槽名称、処理機能</li> <li>・工事業者名、保守点検業者名、清掃業者名</li> <li>・検査結果（内容は検査票、検査結果書<sup>注3</sup>）</li> </ul> <p>○工事業者が有するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎の状況等に関する記録（省令<sup>注1</sup>第1条第1項第七号、保管と行政へ報告の義務はない）</li> </ul> <p>○保守点検業者が有するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保守点検記録（規則<sup>注2</sup>第5条第2項）</li> </ul> <p>○清掃業者が有するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃記録（規則<sup>注2</sup>第5条第2項）</li> </ul>	

注1：浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令

注2：環境省関係浄化槽法施行規則（以下「規則」という。）

注3：平成7年6月20日衛浄第34号厚生省浄化槽対策室長通知



## (2) 行政情報の時系列によるデータ更新

浄化槽に関する情報として地方自治体が最初に入手する情報は、浄化槽設置届出書に記載された情報である。その後、使用開始の報告、浄化槽管理者の変更の報告、技術管理者の変更の報告が浄化槽管理者から提出され、情報の追加(項目の追加)あるいは更新(項目内容が新しくなる)が行われる。

それぞれの情報は照合が行われ、設置場所の地名地番の変更など行政事務が円滑に行えるよう更新される。それぞれのデータ入力や更新の流れを図 1-3-1 に示す。

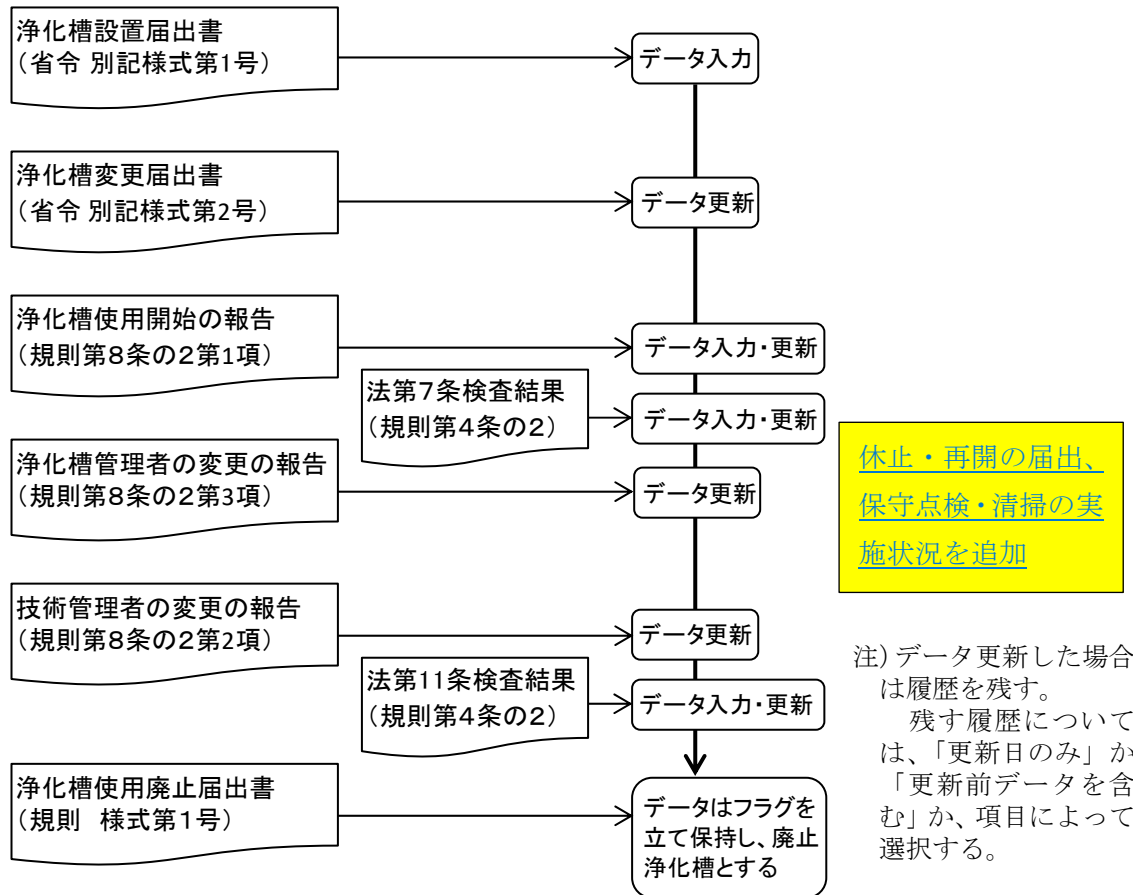


図 1-3-1 浄化槽設置届出書他各種届出からのデータ入力・更新

たとえば、使用開始の報告が提出されると浄化槽管理者の照合を行い、「使用開始日」の情報が追加される。501人槽以上の浄化槽の場合は、「技術管理者」の氏名が追加される。

また、浄化槽管理者変更の報告や技術管理者変更の報告が提出されると、変更内容が更新される。

さらに、法定検査結果が報告されると、浄化槽工事や維持管理の状況が情報として追加されるとともに、情報が時系列的に更新される。浄化槽変更届出書が提出された際は、設置届出時のすべての項目が更新される可能性もある。

各種届出書類の様式と追加・更新される項目については図 1-3-2～1-3-4 に示す。なお、浄化槽メーカー名については、図 1-3-3 に示すように、検査結果から浄化槽台帳に追加することとしているが、実際には、浄化槽設置届出書の添付図書で確認できるため、設置届出書が提出された段階で浄化槽台帳に入力し、検査結果を用いて照合・確認することとなる。

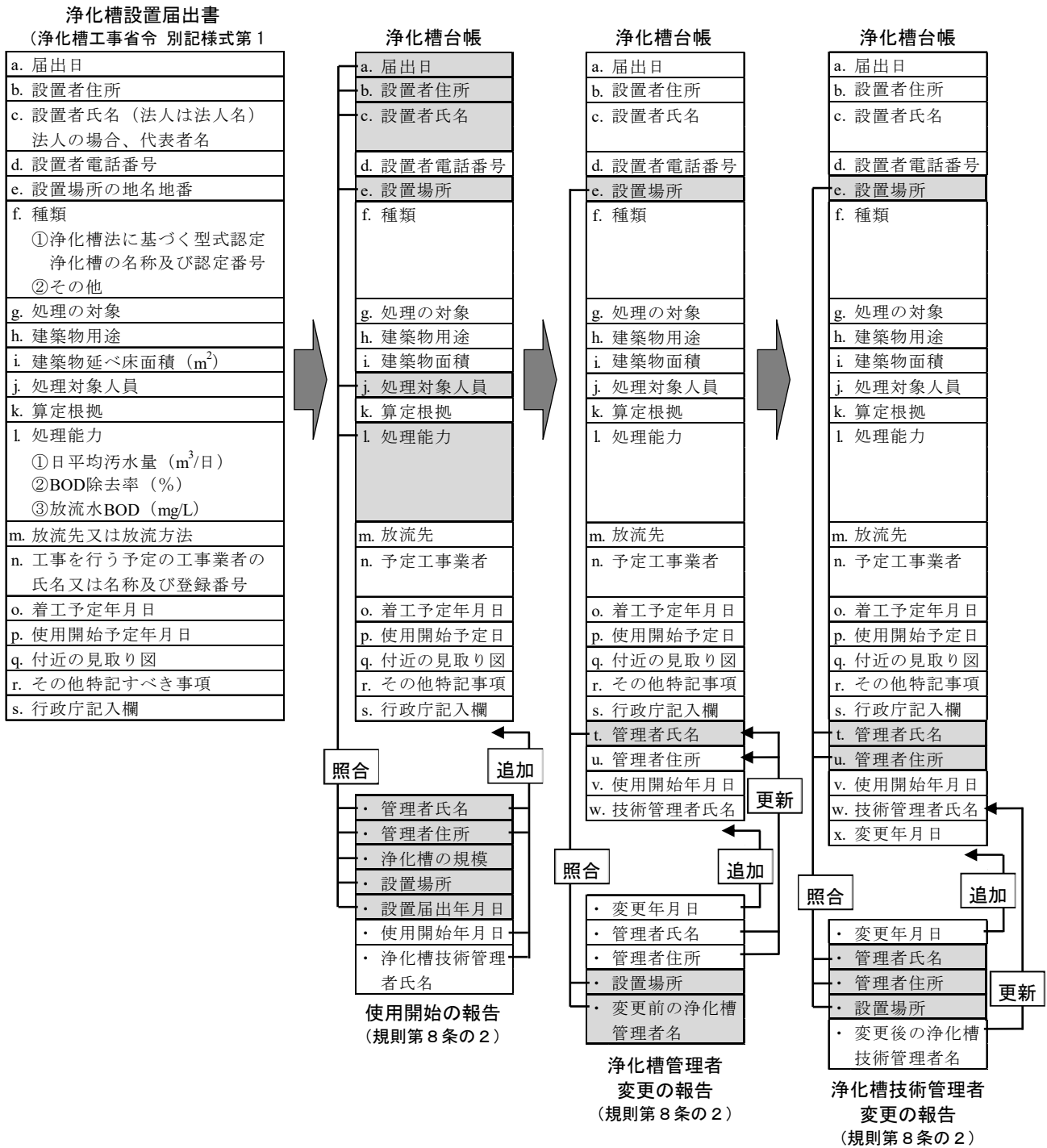


図 1-3-2 各届出書類の情報による浄化槽台帳情報の追加・更新

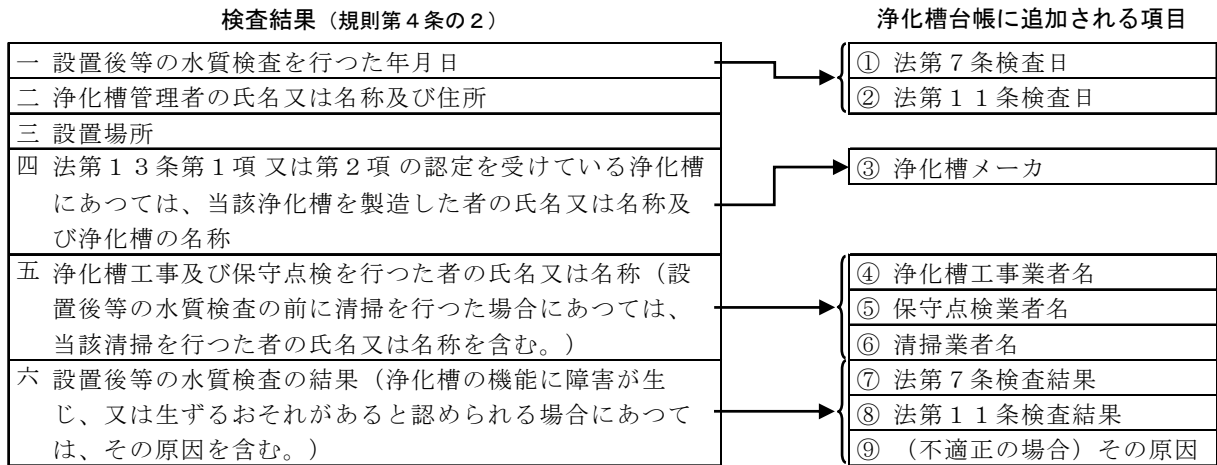


図 1-3-3 検査結果報告情報による追加

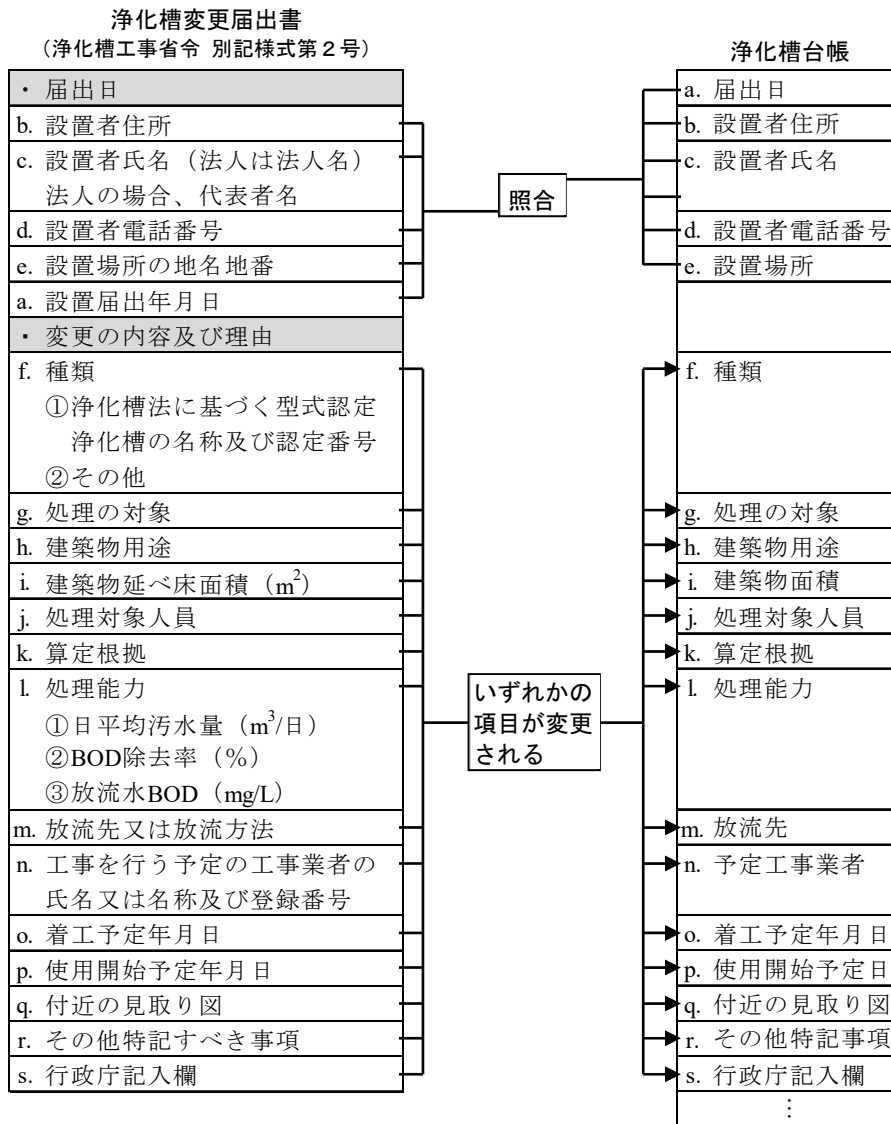


図 1-3-4 浄化槽変更届出書の情報による浄化槽台帳情報の更新

ただし、軽微な変更（処理方式の変更を伴わず、かつ、処理対象人員又は日平均汚水量の 10% 以上の変更を伴わないもの；省令<sup>注1</sup>第 2 条）については、変更届出書が必要でないとしている。このため、変更届出書が提出されていない場合でも「処理対象人員や日平均汚水量」については、指定検査機関のデータを確認し、変更されていたら浄化槽台帳データベースに登載している情報を更新する必要がある。

注 1：浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令

### （3）行政目的別に対応する管理項目

表 1-3-1 で示した行政目的と、それを達成するために対応する管理項目との関係を表 1-3-2 に示す。

表 1-3-2 では、法令に基づく各種届出書類から抽出した基本となる管理項目のほか、以下に示すような理由から必要と考えられる項目を追加している。

まず、浄化槽を特定するための情報として「浄化槽 ID」、「地方自治体独自の浄化槽番号」及び「指定検査機関独自の浄化槽番号」を追加している。浄化槽 ID は、地方自治体、指定検査機関及び関係者間で共通化を図ることができれば、個人情報の保護に留意しつつ、それぞれ情報交換を行うことができると考えられる。「地方自治体独自の浄化槽番号」及び「指定検査機関独自の浄化槽番号」は、浄化槽台帳のデータを管理する上で、それぞれの主体が有している番号である。

また、「位置情報」及び「浄化槽製造番号」も浄化槽を特定する項目である。位置情報には“座標（緯度経度や X Y 座標）による直接参照”と“地理識別子（住所）による間接参照”があるが、住所は市町村合併された場合など変化する情報であることから“座標（緯度経度や X Y 座標）”のほうが望ましいと考えられる。「浄化槽製造番号」についても同一型式の浄化槽との区別ができることから固有の浄化槽が特定できる。

設置届出書については、浄化槽法第 5 条に基づくもののほか、建築基準法第 93 条第 5 項に基づく建築確認申請の通知がある。さらに設置届出書が提出されていない「無届浄化槽」が確認された場合、地方自治体担当者が現地確認等を行い、「職権」で台帳に登載することもある。この「職権処理」は、廃止浄化槽についても適用している地方自治体があるため、「届出種別」を項目としている。

そのほか、基本的な行政目的に位置付けられた「関係官公庁へ提出する統計情報の整理」の事務を実施する場合において、浄化槽推進室における統計調査で報告が必要となる「行政処分等の件数及び根拠」は、法令に基づく各種届出書類から得られる情報では集計できないため、「行政処分等の年月日及び根拠」に関する情報を台帳に入力する必要がある。

また、「未管理浄化槽の指導」、「苦情や問い合わせの対応」、「法定検査受検促進と不適正浄化槽の改善指導」及び「みなし浄化槽の合併処理浄化槽への転換」などの行政業務を実施する場合に“設置場所の位置情報”や“電話番号”が必要となる。

さらに GIS（地理情報システム）機能を浄化槽台帳に連動させると、浄化槽の位置を視覚的に把握するだけでなく、指導の際に浄化槽の現地確認が容易となる。また、関連するデータを地図上で重ね合わせることで、データ検索と表示、各種要因間の関連性の分析が可能となり、拡張的な行政目的に位置づけた「生活排水処理計画等の見直し」や「災害時の適正処理」に活用できる。

浄化槽の休止について条例や要綱等で規定している地方自治体では、休止、使用再開の情報も項目として追加することが必要である。

基本的な行政目的を達成するためには、表 1-3-2 に示した 84 の管理項目のうち、81 の管理項目が必要と考えられる。これらの項目については 1.1 (3) で述べたとおり、当面は情報が必要な場面で随時入手できる体制の構築を検討することが選択肢となるが、将来的には情報を直接保有・管理することが望まれる。

なお、拡張的な行政目的のみに印が付されたのは以下の 2 項目である。

84 清掃汚泥量（行政目的 7：し尿・浄化槽汚泥処理計画）

69 最終汚泥引出し年月日（行政目的 8：下水道部局との連携）

また、「55 指定検査機関コード」は複数指定検査機関を有する地方自治体のみに必要な管理項目である。

項目の追加・削除、各行政目的の達成に最低限必要な項目を明確化

表 1-3-2 浄化槽台帳に求められる行政目的に対応する管理項目（その 1）

基本的な行政目的		拡張的な行政目的	
行政目的 1	未管理浄化槽に対する指導	行政目的 6	生活排水処理計画等の見直し
行政目的 2	苦情や問い合わせに対する対応	行政目的 7	し尿・浄化槽汚泥処理計画
行政目的 3	法定検査受検促進と不適正浄化槽の改善指導	行政目的 8	下水道部局との連携
行政目的 4	みなし浄化槽の合併処理浄化槽への転換	行政目的 9	災害時の早期復旧・適正処理
行政目的 5	関係官公庁へ提出する統計情報の整理	行政目的 10	機能不全浄化槽の改善

管理項目	届出 検査	行政目的												
		基本					拡張							
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10			
浄化槽特定	1	浄化槽 ID (浄化槽番号)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2	自治体独自の浄化槽番号		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3	指定検査機関独自の浄化槽番号		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	4	浄化槽所在地の位置情報 <sup>註1</sup> (座標による空間参照)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	5	浄化槽製造番号		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
省令、規則に定められている項目														
設置届出書	6	浄化槽設置届出日 (受理日)	★					●						
	7	設置者住所	★											
	8	設置者電話番号	★	●	●									
	9	設置者氏名 (法人は法人名)	★											
	10	設置場所の地名地番 <sup>註2</sup> (地理識別子)	★	●	●	●					●	●		
	11	浄化槽型式名	☆		●		△	△	●					●
	12	浄化槽メーカー	☆		●		△	△	●					●
	13	方式名	☆		●		△	△	●					
	14	告示区分	☆		△		△	●	●					
	15	認定番号	★		△		△	△	●					●
	16	処理の対象 (①単独②合併)	★	●	●		●	●	●	●				
	17	建築物用途	★	●	●		●	●	●					
	18	建築物延べ床面積 (m <sup>2</sup> )	★											
	19	処理対象人員	★		●			●						●
	20	日平均汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	★		●				●					
	21	BOD 除去率 (%)	★		●		●	●	●					
	22	処理水 BOD (mg/L)	★		●		●	●	●					
	23	河川、側溝、地下浸透等の放流先	★	●	●		●		△					
24	自然流下、強制移送 (ポンプ)	☆												

届出・検査：各種届出書類から得られる情報および法定検査結果⇒これらはすべて台帳に必要な項目である  
「★」：規則の標記、「☆」：規則と表記が異なる項目（自治体によっては、有していない可能性のある情報）  
「●」：行政目的行使に必要な項目、「△」：行政目的を行使する際、活用しない場合がある項目

表 1-3-2 浄化槽台帳に求められる行政目的に対応する管理項目（その2）

	管理項目	届出 検査	行政目的											
			基本					拡張						
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
設置 届出 書	25 浄化槽工事予定業者名	☆		●										
	26 工事予定業者登録番号	★												
	27 着工予定年月日	★						●						
	28 使用開始予定年月日	★						●						
	29 付近の見取り図	★		△										
	30 その他特記すべき事項	★												
	31 行政庁記入欄	★												
使用 開始 の 報告	32 浄化槽使用開始届出年月日	★												
	33 浄化槽管理者氏名（法人名）	★	●	●	●	●					●	●	●	
	34 浄化槽管理者住所	★	●	●	●	●					●	●	●	
	35 使用開始年月日	★						●						
廃止 届出 書	36 浄化槽技術管理者名	★		●										
	37 浄化槽使用廃止届出年月日	★												
	38 廃止年月日	★	●					●			●			
届 出 等	39 廃止の理由	★						●			●			
	40 浄化槽管理者変更報告日	★												
	41 浄化槽変更届出年月日	★												
検 査 結 果	42 技術管理者変更年月日	★												
	43 法第7条検査日	★		●	●			●						
	44 浄化槽工事業業者名	★		●									●	
	45 法第7条検査結果	★	●	●	●			●			●	●	●	
	46 (7条検査不適正の場合) その原因	★	●	●	●	●	●				●	●	●	
	47 法第7条 BOD		△	●	△	●	●						△	
	48 法第11条検査日	★		●	●			●						
	49 保守点検業者名	★		●	●						●	●		
	50 清掃業者名	★		●								●		
	51 法第11条検査結果	★	●	●	●	●	●				●	●	●	
	52 (11条検査不適正の場合) その原因	★	●	●	●	●	●				●	●	●	
53 法第11条 BOD		△	●	△	●	●						△		
省令、規則に定められていないが、入手可能で、かつ情報があれば有意な項目														
そ の 他	54 文書番号 ※設置届を紙ベースで残す場合													
	55 指定検査機関コード（複数機関がある県）													
	56 保健所コード							●						
	57 市町村コード							●						
	58 下水道区域（公共下水道告示済、計画区域内／外）		●	●	●	●	●	●	●		●	●		
	59 高度処理水質（T-N,T-P）		●	●			●	●						
	60 個人設置と市町村設置の区分			●	●			●			●	●		
	61 補助対象と対象外の区分							●						
	62 浄化槽の状況（使用開始前、使用中、休止中、廃止済、取下げ済）		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	63 届出種別（浄化槽法、建基法、職権処理、検査）							●	●					
	64 行政処分等の年月日			●	●	●	●							
	65 行政処分等の根拠			●	●	●	●							
	66 立入目的			●	●		●							
	67 立入年月日			●	●		●							
	68 苦情・改善・指導			●	●	●	●				●			
	69 最終汚泥引出し年月日										●			
	70 処分（撤去）の方法（廃止の場合）		●	●			●					●		
	71 休止年月日		●	●								●		
72 使用再開年月日		●									●			
73 工事記録（工事仕様）			●									●		
74 建築物名称		●	●											

表 1-3-2 浄化槽台帳に求められる行政目的に対応する管理項目（その3）

	管理項目	届出 検査	行政目的											
			基本					拡張						
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
その他	75 使用人数			●		△	●	●	●					
	76 使用者氏名		△	●								●		
	77 使用者住所		△	●								●		
	78 使用者電話番号		△	●								●		
	79 水道使用量			●	●						●			
	80 保守点検年月日		●	●										
	81 保守点検記録票			●									●	
	82 清掃年月日		●	●	●									
	83 清掃記録票			●	●				●	●			●	
	84 清掃汚泥量								●	●				

注 空間参照の"座標"には、平面直角座標系、緯度経度座標系の二つがある。

1: 下水道や浄化槽で取り扱うのは平面直角座標系である。これらの座標系は、2000年に新しい座標系（日本測地系2000:世界測地系に合わせた）に移行されたが、旧座標系(日本測地系(旧))を使って表された位置情報を保有している場合、地図も旧座標系を使ったものでなければ誤差が生じてしまうことに留意する必要がある。

注 空間参照の"地理識別子"である所在地の表し方には、「地番」と「住居表示」がある。

2: 「地番」は、「不動産登記法」に基づき、1筆の土地ごとに定められた不動産登記上の表示である。「住居表示」は、「住居表示に関する法律」や「〇〇市住居表示に関する条例」に基づき住居の場所を示した表示である。住民の意向で従来の住居表示をそのまま用いている地域の場合は条例が根拠法令になる。

不動産取引や不動産登記では、「地番」が所在地として用いられ、建売住宅の浄化槽の設置届出に「地番」が示されていることが多い。しかし、「地番」だけでは建物を特定できない。そこで、訪問・配達などに便利なように定められたのが「住居表示」である。使用開始の報告の住所は「住居表示」が多い。それぞれは以下で確認することができる。

「地番」：各法務局に備え置かれている不動産登記簿

「住居表示」：各市区町村の住居関係担当係

また、「地番」と「住居表示」の対応関係が知りたいときは、図書館や市区町村の「住居表示地番対照住宅地図」で確認できる。

#### (4) 管理項目と情報源

浄化槽台帳で管理することが必要な管理項目に関する情報は、表 1-3-3 に示す方法により入手することができる。

表 1-3-3 浄化槽台帳管理項目と情報源（その1）

	管理項目	情報源				文書等
		①	②	③	④	
情報源①	自治体が独自に取得する情報					
情報源②	指定検査機関から取得する情報					
情報源③	業者から取得する情報					
情報源④	自治体または指定検査機関または業者が保有する情報					
浄化槽特定	1 浄化槽 ID (浄化槽番号)	●				設置届出受理時に設定
	2 自治体独自の浄化槽番号	●				
	3 指定検査機関独自の浄化槽番号		●			検査申込書受理時に設定
	4 浄化槽所在地の位置情報 (座標による空間参照)				●	自治体担当者または検査員による現地確認、国土地理院の HP (座標系変換ツール)
	5 浄化槽製造番号				●	自治体担当者または検査員による現地確認 ※参考資料 (3) を参照
省令、規則に定められている項目						
設置届出書	6 浄化槽設置届出日 (受理日)	●				浄化槽設置届出書 (省令 別記様式第 1 号)
	7 設置者住所	●				
	8 設置者電話番号	●				
	9 設置者氏名 (法人は法人名)	●				
	10 設置場所の地名地番 (地理識別子)	●				
	11 浄化槽型式名	●				
	12 浄化槽メーカー	●				
	13 方式名	●				
	14 告示区分	●				
	15 認定番号	●				
	16 処理の対象 (①単独②合併)	●				
	17 建築物用途	●				
	18 建築物延べ床面積 (m <sup>2</sup> )	●				
	19 処理対象人員	●				
	20 日平均汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	●				
	21 BOD 除去率 (%)	●				
	22 処理水 BOD (mg/L)	●				
	23 河川、側溝、地下浸透等の放流先	●				
	24 自然流下、強制移送 (ポンプ)	●				
	25 浄化槽工事予定業者名	●				
	26 工事予定業者登録番号	●				
27 着工予定年月日	●					
28 使用開始予定年月日	●					
29 付近の見取り図	●					
30 その他特記すべき事項	●					
31 行政庁記入欄	●					
使用開始の報告	32 浄化槽使用開始届出年月日	●				使用開始の報告 (規則 第 8 条の 2 第 1 項)
	33 浄化槽管理者氏名 (法人名)	●				
	34 浄化槽管理者住所	●				
	35 使用開始年月日	●				
	36 浄化槽技術管理者名	●				

表中の省令：浄化槽工事の技術上基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令

規則：環境省関係浄化槽法施行規則



表 1-3-3 浄化槽台帳管理項目と情報源（その2）

	管理項目	情報源				文書等
		①	②	③	④	
廃止届出書	37 浄化槽使用廃止届出年月日	●				浄化槽使用廃止届出書 (規則 様式第1号)
	38 廃止年月日	●				
	39 廃止の理由	●				
届出等	40 浄化槽管理者変更報告日	●				浄化槽管理者の変更の報告 (規則 第8条の2第3項)
	41 浄化槽変更届出年月日	●				浄化槽変更届出書(規則 第8条の2第3項)
	42 技術管理者変更年月日	●				技術管理者の変更の報告 (規則 第8条の2第2項)
検査結果	43 法第7条検査日		●			設置後等の水質検査の報告 (法第7条検査結果の報告) (規則 第4条の4)
	44 浄化槽工事業者名		●			
	45 法第7条検査結果		●			
	46 (7条検査不適正の場合) その原因		●			
	47 法第7条BOD		●			指定検査機関のデータ
	48 法第11条検査日		●			設置後等の水質検査の報告 (法第11条検査結果の報告) (規則 第4条の4)
	49 保守点検業者名		●			
	50 清掃業者名		●			
	51 法第11条検査結果		●			
	52 (11条検査不適正の場合) その原因		●			
53 法第11条BOD		●			指定検査機関のデータ	
省令、規則に定められていないが、入手可能で、かつ情報があれば有意な項目						
その他	54 文書番号 ※設置届を紙ベースで残す場合	●				設置届出書受理時に設定
	55 指定検査機関コード (複数機関がある県)	●				設置届出書受理時に入力
	56 保健所コード	●				
	57 市町村コード	●				
	58 下水道区域 (公共下水道告示済, 計画区域内/外)	●				
	59 高度処理水質 (T-N,T-P)	●				浄化槽メーカーの書類等
	60 個人設置と市町村設置の区分	●				補助申請書類
	61 補助対象と対象外の区分	●				
	62 浄化槽の状況 (使用開始前, 使用中, 休止中, 廃止済, 取下げ済)	●				情報の更新時に入力
	63 届出種別 (浄化槽法, 建基法, 職権処理, 検査)	●				行政処分実施時に記録
	64 行政処分等の年月日	●				
	65 行政処分等の根拠	●				
	66 立入目的	●				
	67 立入年月日	●				
	68 苦情・改善・指導	●				対応時に記録
	69 最終汚泥引出し年月日	●				廃止届出書受理時に確認
	70 処分 (撤去) の方法 (廃止の場合)	●				
	71 休止年月日	●				休止届
	72 使用再開年月日	●				
	73 工事記録 (工事仕様)			●		工事業者 (省令第1条第1項第七号 基礎の状況等に関する記録)
	74 建築物名称				●	自治体担当者または検査員による現地確認、検査申込書
	75 使用人数				●	
	76 使用者氏名				●	
	77 使用者住所				●	
78 使用者電話番号				●		
79 水道使用量				●	自治体担当者または検査員による現地確認	
80 保守点検年月日				●	保守点検記録票	
81 保守点検記録票				●		
82 清掃年月日				●	清掃記録票	
83 清掃記録票				●		
84 清掃汚泥量				●		

## 1.4 浄化槽台帳システムの基本的な仕組み

—現状のまま—

## 第2章 浄化槽台帳システムの構築手順

### 2.1 浄化槽台帳システム構築フロー

—現状のまま—

### 2.2 浄化槽台帳システムを整備する目的の設定

1.3 で述べたとおり、浄化槽台帳を整備する目的は、下記の10項目が挙げられる。

〈基本的な行政目的〉

- ①浄化槽の設置と維持管理の実態把握及び未管理浄化槽に対する指導
- ②苦情や問い合わせに関する対応
- ③法定検査の受検促進と不適正浄化槽の改善指導
- ④みなし浄化槽等の浄化槽への転換
- ⑤関係官公庁へ提出する資料の整理

〈拡張的な行政目的〉

- ⑥生活排水処理計画等の見直し
- ⑦し尿・浄化槽汚泥処理計画
- ~~⑧下水道部局との連携（下水道接続、廃止浄化槽の確認照合）~~
- ⑨災害時の早期復旧・適正処理
- ⑩機能不全浄化槽の改善（リコール等）
- ⑩公共浄化槽の長寿命化

浄化槽台帳を整備する目的の設定は、以下の考え方に従って行う。

- ①～⑤の基本的な行政目的を必ず選択する。
- 目指す施策目標や地域の実情を考慮し、⑥～⑩の拡張的な行政目的から一部またはすべてを選択する。

既存の浄化槽台帳システムが存在している地方自治体では、「データ量の増加に対応すること」、「他の部局や機関等とのデータ交換を円滑に行うこと」がシステム更新の目途となりうるが、システム更新に際して台帳整備の目的を再設定することが必要である。

浄化槽台帳システムの新規導入または更新を行うことによって得られる効果は以下のとおりである。

- ①事務の効率化及び事務負担の軽減
- ②関係部局との情報共有による浄化槽管理の効率化

③上記に掲げた目的の実現

## 2.3 現状の把握及び分析

—現状のまま—

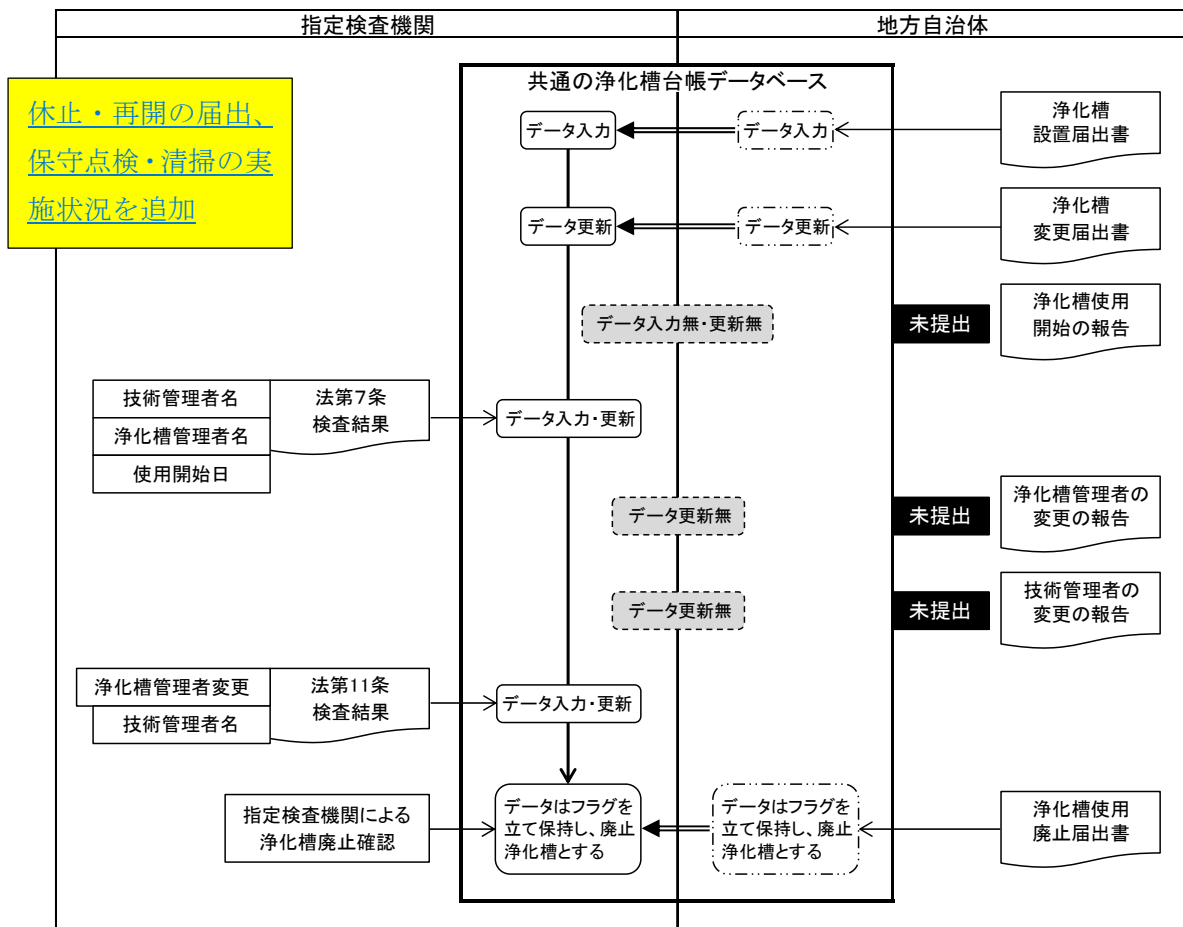
## 2.4 浄化槽台帳システムの運用方法及び情報の精査

### (1) 浄化槽台帳システムの運用方法

浄化槽台帳システムの運用方法は、①地方自治体と指定検査機関で個々に実施していたデータ入力・更新業務を1つのデータベースで実施する場合(図2-4-1)と②地方自治体の浄化槽台帳と指定検査機関の検査台帳の2つのデータベースの情報交換(ファイル渡し)を行い実施する運用方法(図2-4-2)の2種類に大別することができる。そのため、浄化槽台帳システムの導入に際して、どちらの運用方法をベースとするのかを検討しなければならない。(指定検査機関が保有・管理している情報は浄化槽台帳の情報の不足を補うために有用であることから、ここでは、地方自治体と指定検査機関で1つのデータベースを共有する、あるいは浄化槽台帳データベースと検査台帳データベースの情報交換によって精度を高める運用方法を例示するが、実際の台帳システムの管理主体(データの入力・更新業務を実施)については、各地方自治体がデータの整備の安全性、効率性を勘案しつつ、地域の実情に応じて決定する必要がある。)

地方自治体及び指定検査機関の保有する情報は、各々が管理主体となるが、地方自治体の浄化槽台帳データベースの管理項目については入力・更新の責任は、地方自治体が主体となる体制をとることが必要である。また、2つのデータベースの交換では、相互の情報提供が円滑に行われることが望まれる。

なお、都道府県、政令市及び権限移譲された市町村がそれぞれ個々に構築しているデータベースを統合することも考えられる。都道府県単位でシステムを構築すれば、権限移譲されていない市町村の浄化槽台帳(システムが未整備でも)を同時に組み込むことができることになる。



注) 1つのデータベースでは、入力・更新業務は1箇所を実施することが一般的である。  
 上記の ←⇒ は、データ入力等の作業を指定検査機関へ委託した場合を表している。

図 2-4-1 1つのデータベースで入力・更新業務を実施する場合の流れ

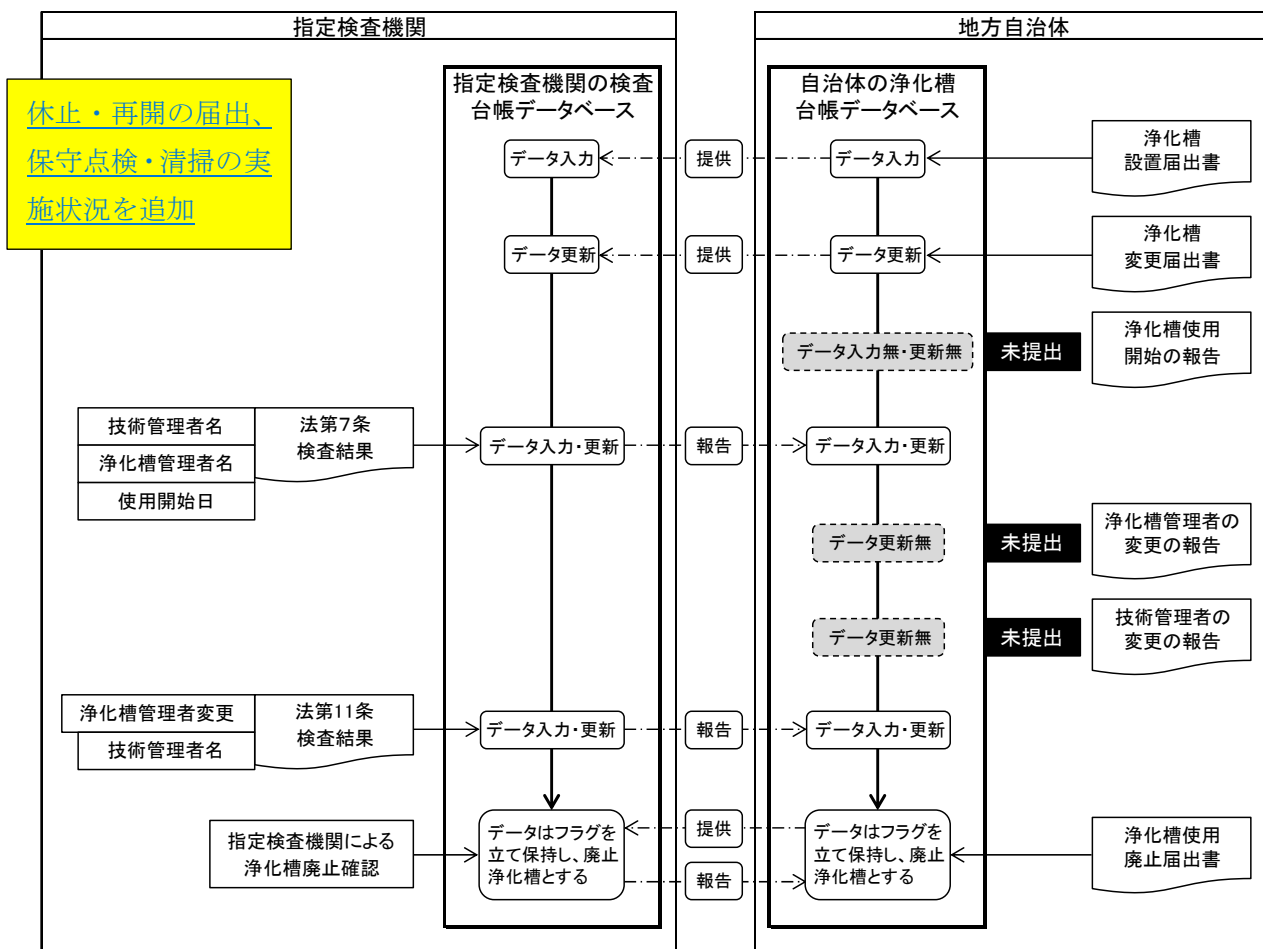


図 2-4-2 2つのデータベースで入力・更新業務を実施する場合の流れ

(2) 情報の更新や精度確保について

—改正浄化槽法の施行通知の内容を追加して修正—

2.5 浄化槽台帳システムの基本的な機能の設定

2.6 浄化槽台帳システムの構築

第3章 浄化槽台帳システムの標準仕様(例)

3.1 浄化槽台帳システム構築業務仕様書(例)

—現状のまま—

3.2 データベーステーブル仕様(例)

—本業務で作成するシステムの概念データ定義に合わせて修正予定—

(参考資料)

—情報追加予定—